★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★

NPO関連情報お知らせメール　（令和７年６月２４日号）

★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★□★◇★

大阪府男女参画・府民協働課より「ＮＰＯ関連情報お知らせメール」にご登録

いただいた皆様へ情報提供させていただきます。

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

◆◇◆目　次◆◇◆

【１】「大阪府ヤングケアラー相談」を開始！

【２】みどりづくり推進事業（活動助成）の実施団体募集のお知らせ

【３】令和７年度大阪府環境保全活動補助金（２次募集）のお知らせ

【４】労働者協同組合の設立支援（個別相談）を実施しています！

【５】大阪府労働相談事業のご紹介

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

【１】「大阪府ヤングケアラー相談」を開始！

----------------------------------------------------------------------

大阪府では、令和７年６月２３日（月曜日）より、主に１８歳以上のヤングケアラーを対象とし、

自身も家族のケアをしてきた経験を持つピアスタッフ等による相談窓口の設置及びオンラインサロンの開催等を行います。

１８歳以上のヤングケアラー又はもとヤングケアラーの方と関わりをお持ちの場合は、ぜひ本事業をご案内ください。また、相談窓口は支援者や関係者等の皆様もご利用いただけますので、ご活用ください。

【開始時期】

令和７年６月２３日（月曜日）

【対象者】

大阪府内に在住・在学・在勤の１８歳以上のヤングケアラー又はもとヤングケアラーの方。

【事業内容】

○相談窓口の設置

下記のいずれかご希望に沿った方法でご相談ください。

１．メール　yc\_osakafu@ycballoon.org

２．電話　０６-４７９０-８８８１

３．オンライン（Ｚｏｏｍ）

４．対面

受付時間：平日午前１０時から午後６時（夏季及び年末年始休業あり）

○オンラインサロンの開催

Ｚｏｏｍにて偶数月に１回、奇数月に２回開催します。

オンラインサロンでは、同じ経験を持つ仲間とつながることもできます。

○各種サポートの実施

ご相談の内容に応じて、希望される方には以下のようなサポートも行います。

１．役に立つ制度やサービスの紹介

２．同行支援

３．ライフキャリア・サポート

【事業委託先】

特定非営利活動法人ふうせんの会

〒５４０-００１２　大阪市中央区谷町二丁目２－２０　２階

市民活動スクエアＣＡＮＶＡＳ谷町Ｆ０９（大阪ボランティア協会内）

【本事業に関する問合せ先】

福祉部地域福祉推進室地域福祉課　施策推進グループ

電話番号：０６-６９４４-７６０２（平日午前９時から午後６時）

ファクシミリ：０６-６９４４-６６８１

メール：chiikifukushi-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp

▼詳しくはこちら▼

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090020/chiikifukushi/youngcarer/piasapo.html>

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

【２】みどりづくり推進事業（活動助成）の実施団体募集のお知らせ

----------------------------------------------------------------------

大阪府では、市街地のみどりを増やし、潤いとやすらぎのある大阪の実現を図るため、地域の緑化組織（地域住民、ＰＴＡ、民間企業、ＮＰＯ等で構成される当該地域の緑化活動を実施する組織）が協働で行う、樹木の植栽、幼稚園等の園庭の芝生化、花壇づくり等の地域の緑化活動に対して、その活動経費の一部を助成しています。このたび、本事業の実施団体を募集しますので、お知らせします。

なお、本事業については、「大阪府みどりの基金事業」の一環として実施するものです。

【募集期間】

令和７年４月３０日（水曜日）から令和７年１０月３１日（金曜日）まで

【事業の採択時期】

年２回（８月下旬及び１２月下旬頃を予定）

【助成額】

補助対象額の２分の１以内で、上限３００万円

詳細は「みどりづくり推進事業　募集リーフレット」をご確認ください。

【補助事業の対象となる活動】

１．地域の緑化組織（地域住民、ＰＴＡ、民間企業、ＮＰＯ等で構成される当該地域の緑化活動を実施する組織）が協働で行う緑化活動であること。

２．植樹活動、花壇整備、菜園整備、校庭の芝生化等、地域の公開性がある施設（住宅地・商店街・学校・公園・道路等）で行う緑化活動であること（緑化活動を実施する施設の所有者・管理者の同意が必要）。

３．事業完了後も助成対象の緑化組織により、適切な維持管理が行われること。

※個人での申請は認められません。

※地方公共団体に準ずる団体（市の外郭団体等）の活動は対象外です

【補助の条件】

事業完了後、最低５か年間は、適切な維持管理を行う必要があります。（この期間内に財産処分等する場合は、補助金の返還を求めることがあります）。

【お問合せ】

大阪府　環境農林水産部　みどり推進室　みどり企画課　都市緑化グループ

〒５５９-８５５５　大阪市住之江区南港北１-１４-１６　咲洲庁舎２２階

電話：０６-６２１０-９５５８（ダイヤルイン）

ＦＡＸ：０６-６２１０-９５５１

▼詳しくはこちら▼

<https://www.pref.osaka.lg.jp/midorikikaku/toshiryokka/midorizukuri2.html>

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

【３】令和７年度大阪府環境保全活動補助金（２次募集）のお知らせ

----------------------------------------------------------------------

大阪府では、「大阪府環境保全基金」を活用し、府内で活動している方々で組織された民間団体の環境保全活動を支援するため、活動内容が他の模範となるような事業の活動経費の一部に対して「大阪府環境保全活動補助金」を交付しています。

【募集期間】

令和７年６月１６日（月曜日）から令和７年７月３１日（木曜日）午後５時まで

【補助金額】

上限３５万円、下限５万円の範囲内で以下１及び２の低い方の額

１．補助対象経費の２分の１

２．補助対象経費から事業実施に伴う収入（参加費、出展料など）を減じた額

【補助対象となる事業】

１．地球温暖化防止活動や環境美化活動などの実践活動

２．環境イベントや学習会などの教育啓発活動

３．環境保全に関する調査研究活動

【問い合わせ】

環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 府民共創グループ 環境保全活動補助事業担当

電話：０６-６２１０-９２８７

メール：eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp

▼詳しくはこちら▼

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/fumin/o120020/prs_51184.html>

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

【４】労働者協同組合の設立支援（個別相談）を実施しています！

----------------------------------------------------------------------

大阪府では、労働者協同組合の普及促進を目的とした、アドバイザーによる設立支援（個別相談）を実施しています。

設立意思を有しつつも方法がわからない方に対し、事業内容の検討や事業計画・定款作成に関するアドバイスなどを行います。法人設立を検討されている方は、この機会に是非ご活用ください！

※企業組合やＮＰＯ法人から労働者協同組合への組織変更を行う場合、令和７年９月３０日が組織変更の効力発生日の最終期限です。

１．支援内容

労働者協同組合の設立に関するアドバイス

（届出書類の手続き代行等の業務は対象外）

（例）事業内容の検討、事業計画書・定款の作成に関するアドバイス、類似事例紹介

※事前に職員が相談内容をお伺いします

２．支援対象

府内で労働者協同組合の設立を検討されている方・団体

（申請者は、設立を検討されている本人または団体に限ります）

３．支援回数

原則１団体あたり、最大５回まで（申請者が必ずご出席ください）

※費用は無料です

４．申込み方法

事前申込が必要です。大阪府ホームページからお申込みください。

※申込みには利用者登録が必要です

５．受付期間

令和７年５月７日(水曜日)から令和８年２月２７日（金曜日）まで（先着順）

【お問合せ】

商工労働部 雇用推進室 労働環境課 労働環境推進グループ

電話：０６-６９４６-２６０５

▼詳しくはこちら▼

<https://www.pref.osaka.lg.jp/moyo/o110090/000007.html>

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

【５】大阪府労働相談事業のご紹介

----------------------------------------------------------------------

大阪府労働相談センターでは、職場のお悩み、困りごと、トラブルなどについて、働く方、雇用する方からのさまざまな労働相談（電話、面談及びオンライン）をお受けしています。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください！

【場所】〒５４０-００３１ 大阪市中央区北浜東３-１４

エル・おおさか本館１０階 大阪府労働環境課内

【受付日時】平日午前９時から午後１２時１５分　午後１時から午後６時まで

（毎週木曜日は午後８時まで）

【お問合わせ】

◆労働相談：０６－６９４６－２６００

◆セクハラ・女性相談：０６－６９４６－２６０１（女性相談員の対応も可能です）

◆テレワークサポートデスク：０６－６９４６－２６０８

◆オンライン相談：府ＨＰ「オンライン労働相談予約システム」から相談希望日の１営業日前の午後５時までにご予約下さい。

※１枠４５分 １日６枠／平日午前１０時から午後５時３０分までの受付

▼オンライン相談のご予約▼

<https://viewer.kintoneapp.com/public/1e4967824dce9a4e7389edadecf392c1#/>

◆外国語相談：０６－６９４６－２６００

【随時実施】通訳による外国語労働相談

（相談時間１２０分。来所、オンラインにて実施。要予約）

　〈対応言語〉英語、中国語、ベトナム語

【定期実施】通訳による外国語労働相談

（毎月第１金曜日・第３木曜日実施。相談時間４５分。オンライン・来所・電話にて実施。要予約）

〈対応言語〉英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、フィリピン語、　　　　　　ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、ウクライナ語、ロシア語

◆労働相談チャットボット：利用方法

大阪府労働相談センターＨＰ（<https://roudou-soudan-center.pref.osaka.lg.jp/>）にアクセスいただき、トップページの右下にあるチャットボットアイコンを押してください。

※６言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語）に対応。

※日本語以外の言語でご利用いただく場合は、ＷＥＢサイトの言語設定を各言語に設定してご利用ください。

◆専門家による特別労働相談も受け付けています！

（あらかじめ、相談員による相談を経た上で要予約／面談のみ）

弁護士、社会保険労務士及び医師、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じます。

電話：０６－６９４６－２６００

▼詳しくはこちら▼

<https://roudou-soudan-center.pref.osaka.lg.jp/>

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

※本メールは送信専用システムにより送信させていただいております。

※メールアドレスの変更、配信停止については大阪府ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/v-npo/v-npo-mail.html>

【メールマガジン発行担当】

　大阪府 府民文化部男女参画・府民協働課 府民協働グループ

　　〒５４０-０００８

　　大阪市中央区大手前１丁目３番４９号

　　大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）３階

　　電話：０６-６２１０-９２６７（直通）

　　ファックス：０６-６２１０-９３２２

　　メール：fuminkatsudo-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp